

会 議 録 (要旨)

附属機関又は 会議体の名称	令和5年度第9回豊島区介護保険事業計画推進会議	
事務局（担当課）	保健福祉部介護保険課	
開催日時	令和6年2月9日（金）18時30分～20時	
開催場所	豊島区役所本庁舎8階 707・708会議室	
議 題	<p>（1）介護保険事業計画推進会議</p> <p>①パブリックコメントの結果について</p> <p>②豊島区高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の案について</p> <p>③指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の一部改正について</p> <p>（2）地域密着型サービス運営委員会</p> <p>①地域密着型サービス事業所の指定について</p>	
公開の 可否	会 議	公開 傍聴者1名
	会議録	公開
出席者	委 員	宮崎牧子、長倉真寿美、知脇希、山根明子、高田靖、斎藤明子、小林純子、松田和江、柴崎裕太、澤田潔、新居延偉仁、嵯峨英雄、市川真紀
	理事者	障害福祉課長、健康推進課長
	事務局	介護保険課 管理グループ

○会長 それでは、定刻のため、第9回豊島区介護保険事業計画推進会議を開催する。

○会長 議事に入る前に、本日傍聴者の方はいるか。

○介護保険課長 1名、傍聴者がいる。

○会長 それでは、傍聴について諮る。傍聴を認めてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 傍聴のかた、入室をお願いします。

○会長 それでは、ただいまから議事に入る。

本日最初の議事は、「パブリックコメントの結果について」と「豊島区高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の案について」である。事務局から説明をお願いします。

【介護保険課長より資料1, 2-1, 2-2の説明】

○会長 ありがとうございます。

では、今の内容についてご質問、ご意見があれば、お願いします。いかがか。

委員、お願いします。

○委員 パブリックコメントが約1か月の間で20件の応募があったということだが、質問のフォーマットを見ると、一人で幾つか質問をしているような、質問が似ているものがある。この20件というのは、過去と比べてパブリックコメントの応募は多いのだろうか。

○会長 事務局、お願いします。

○介護保険課長 前回よりは増えているようである。

○委員 皆、パブリックコメントの応募件数に非常に興味関心を持っていると思う。20件と聞いたとき、私は多いと思った。興味関心の目が行っていると思った。ありがとうございました。

○介護保険課長 一人の方が何件も質問していることはある。

○委員 確かに、何件も質問している。質問の内容を見ると、同じような文言の質問がある。それは別として、それだけの件数があるということか。ありがとうございました。

○会長 そのほかいかがか。

委員、お願いします。

○委員 パブリックコメントの4番目の特別養護老人ホームへの入所についてだが、実際に施設の人に聞くと、保険として登録している人が多いという。「入れますよ」と電話をすると「今はまだ大丈夫です」というように、本当に今必要な人がすぐ入れないようなことになっているようだ。入所者が入院するとその分収入が入ってこないということで、施

設の収入が非常に悪くなってしまうため、11か所目の特別養護老人ホームをつくる必要が本当にあるのか。なぜ入りたい人がすぐ入れるようにできないのかと思っている。それはセキュリティポリシー等が理由なのか。

○会長 事務局、お願いします。

○高齢者福祉課長 今、施設が入所調整をしているという状況がある。そこと区を同時につなぐのが難しい状況である。待機者の方については、今まで入所申込みをすると、辞退をするか入所するかまでずっとそのままになっていた。運用方法を変えていくため、この4月から運用の見直しを始めていきたいと考えている。

区で一括して入所調整をしている区市町村もあるが、東京都の調査を見ると、各施設が入所調整をしているところのほうが、稼働率がいいという結果もあり、その運用は変える必要はないと思っている。まずは待機の方の運用の見直しを、この4月から図っていききたいと考えている。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○会長 そのほかいかがか。

委員、どうぞ。

○委員 パブリックコメントの19番目のクレーマー対策について、去年または一昨年あたりに、埼玉県で在宅医療についた医者が介護者に猟銃で撃たれてしまった件がある。実際に、介護者の家族がクレームをつけてケアマネジャーやヘルパーを替えるようなことが多い。これでは「高齢者総合相談センターで受付しています」と書いてあるが、実際にそれぞれの圏域の高齢者総合相談センターで、医療的な部分も含めて対応できるのだろうか。ただでさえ高齢者総合相談センターは様々な業務がある中で、クレーマー対策まで行なえるのか。

○委員 私もそう思う。

○会長 事務局、お願いいたします。

○高齢者福祉課長 クレーマーとなっている方の背景が何によるかとは思う。困り事がある結果がクレームとして出ているのであれば、何らかの支援をしなければならない方だと思う。その場合、高齢者総合相談センターや区が連携して、クレームの背景になる課題を解決していかなければならないと思う。

しかし、支援の必要がないクレーマーについては、また別の問題であるとは思いますが、その方の背景によって対応は異なると思う。

○委員 はい。

○会長 よろしいですか。

そのほかいかがでしょうか。委員、お願いします。

○委員 11番の「要介護に至らない高齢者については、定期的な声かけなどの見守りを継続して実施していきます。」と書いてあるのだが、これはどのようなことであるか。現在、町内では、独居老人のところに詐欺まがいの訪問者が入り込んでしまっているという事例がかなり多く出ている。その点の見守りも含めてどうしていったらよいかと考えている。

○会長 事務局、お願いいたします。

○高齢者福祉課長 高齢者総合相談センターに見守り支援担当もいるので、民生委員の方から情報を得て、定期的な関わりが必要な方については見守り支援担当が訪問し、顔の分かる関係をつくっていくことが理想ではあるが、実際に委員が言うように、現在は詐欺の問題もあるので、訪問しても出ないようにしようと考えている方も多いと思う。その工夫も必要であると考えている。

○委員 認知症になってくると、優しい言葉をかけられるとすぐドアを開けてしまうというケースが大変多く見られる。近所同士でその点も気をつけていくしかないのかと思う。

○高齢者福祉課長 詐欺の問題に関しては、警察などとも連携が必要になってくるとは思う。

○会長 よろしいか。

○委員 はい。ありがとうございます。

○会長 委員、お願いします。

○委員 パブリックコメントの3番目に関して、区の考え方として、「参加者が全て就労を強く希望するだけでなく、家族の介護のための知識習得のため」ということが書かれており、大切なことだと思った。豊島区は東京都の平均に比べて独居の高齢者が多いという現実の中、単身の高齢者に対する施策はすごく充実していると思うのだが、一方で介護離職が今問題になっている。同居家族に対する支援はどこかに盛り込まれているのか。

○会長 事務局、お願いします。

○介護保険課管理グループ係長 介護離職に関して、3番に記載している介護に関する入門的研修の研修内容の中では、介護離職対策のような内容の講義が含まれている。そのようなものを受講して、介護離職等を避けるような形の取組を行なっている状況である。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○会長 そのほかいかがか。

私から質問がある。

資料2-1で、例えば48ページと49ページの「第8期計画の振り返り」のところで、令和5年の実績についても数値を入れたとのことだが、例えば「高齢者のうち外出頻度が週1回以下の方の割合」のところは、令和5年度の実績に数値が入っていない。このことに関してどのようになっているのか教えていただきたい。

○高齢者福祉課長 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で把握しているものであるが、現在集計中であるため、9月末現在の数値は測れていない。現在も取りまとめ中である。

○会長 最終的にはいつ分かるか。

○高齢者福祉課長 年度末には結果が出るが、この計画への記載には間に合わない。別の報告書で報告する。

○会長 分かりました。ありがとうございます。

そのほかいかがか。

よろしいか。

それでは、ただいま各委員から頂いた意見について、事務局よりコメントはあるか。

○介護保険課長 頂いたご意見、ご質問等の中から、可能な限り盛り込んだほうがよい部分があれば、盛り込んでいきたいとは思っているところだが、第9期計画の取りまとめについて、3月中には製本まで終わらせる予定であるため、この後の取扱いについては会長に一任するという形でお願いできればと思うが、いかがか。

○会長 それでは、各委員、事務局の提案どおり会長一任ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 それでは、事務局でまとめられたものを私が会長として事務局と調整して完成させることにする。ありがとうございます。

○会長 それでは、続いて「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の一部改正について」、事務局より御説明をお願いします。

【介護保険課長より資料3の説明】

○会長 何か質問などあるか。

委員、お願いします。

○委員 この条例は、豊島区のホームページに載っているのか。一応見たのだが、見当たらなかった。

資料3だけを見ても全体としてどうしたいのかがわからない。個々に見れば理解はできるが、旧条例のところと改正した部分をアンダーラインで示すことはできないか。区に任せてほしいというのであれば議論をする必要はないと思う。このように出すのであれば、どこがどう変わったのか、見たときに分かりやすいようにするべきではないかと思うのだが、いかがか。

○会長 事務局、お願いいたします。

○介護保険課長 条例の改正を今後する予定であるということで説明した。確かに項目のみで分かりにくい部分があるかと思う。分かりやすいような資料で、後ほど委員に示せばと思う。

○委員 何条の何項が新しいのではどうなっているのか、変わった部分をアンダーラインで示せば、まだ分かりやすいと思う。

○介護保険課長 先ほど説明したように、今回は項目だけで、どの条例が変わるということの説明である。もう少し分かりやすいもので、後ほど委員に提供できればと思う。

○会長 ありがとうございます。

そのほかはよろしいか。

○会長 それでは続いて、地域密着型サービス運営委員会に入る。

議題は「地域密着型サービス事業所の指定について」である。事務局より御説明をお願いします。

【介護保険課事業者指定グループ係長より資料4、参考資料1の説明】

○会長 説明ありがとうございました。

ただいまの説明の内容について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。いかがか。

委員、お願いします。

○委員 ファミリア千川という、およそ1年前に同じようなグループホームができていると思う。私はそこに訪問診療医で関わっているが、そこも同じ定員である。2ユニットで18人だが、1年たっても入居者が4人しか入っておらず、つぶれるのではないかと危惧している。新規指定の事業所もその近くであるため、このような施設をつくって需要があ

るのか不安である。需要に関して、区は関与しないということか。施設だけつくって、あとは経営努力に任せるという感じになってしまうのだろうか。

○会長 事務局、お願いします。

○福祉総務課長 需要と供給については、そのときの地域の入所状況などを勘案し、供給量を区で計画している状況である。新型コロナウイルス感染症の流行があったりして、そのときで空き状況が変わってしまうが、西部地域については、まだ整備の必要性があるため事業者の誘致を図って整備した。確かに委員が挙げた施設については、できたばかりの割に入所者が決まりにくい状況ではあるが、恐らくこれから供給数に見合った需要に満ちるのではないかと考えている。

なお、無秩序に誘致を図ることで運営を圧迫することがないようにするという配慮は、従前から行っている。

○委員 はい。

○会長 そのほかいかがでしょうか。

委員、お願いします。

○委員 今のやり取りの感想ではあるが、このグループホームきらら要町というのは、新聞の折り込み広告にチラシが頻繁に入っている。スターツといえ、メディアなど様々なことを多角的にやっている会社であり、このようなことができる余裕があるのかと思いつつ、チラシを見ると、費用は最低でも1か月19万円で、それにオプションをつけていくと20万円台はかかると思う。年金でかつかつの生活をしている人がどれぐらい入れるのかという疑問が湧いた。少し前につくられた施設が4名しか入居していないという現実が反映されているというか、納得してしまった。区としては、こういった施設をたくさんつくるのは、いいと思う。しかし、現実的に入れるかどうかというところまで考察できればと思った。以上である。

○会長 事務局から何かあるか。

○福祉総務課長 こういった介護施設のいずれもそうであるが、比較的利用料が低いと言われている特別養護老人ホームであっても、安くて15万円以上と、年金だけで生活している高齢の方には、それすらも大変だという声は常日頃から私どものところにも届けられている状況である。しかし、一定の介護のサービスを提供するに当たって、専門職のスタッフも必ず何人置くという規制がある。そうなればどうしても、サービスを提供するに当たって、これだけのお金が必要になるという現状である。その方の資産及び収入の状況に

応じて負担割合も変わっており、その中で必要とされる方に必要な施設が供給できるような形で、今後もバランス等も含めて考えたいと思う。

○委員 ありがとうございます。

○会長 委員、お願いいたします。

○委員 今の委員の意見に関連して、企業からすると利益が出るとしてそこに施設をつくるのだと思うが、区の現状にてらして、必要性の高い施設を作ってもらような助言は難しいのか。

○福祉総務課長 そのようなことも考えている。先ほど事務局から説明したように、単なる高齢者の認知症対応型共同生活介護を整備するだけではなく、今最も必要だとされている看護機能、医療的視点が伴った地域密着サービスの施設が欲しいところであるため、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等のサービスを付加する形で認知症対応型共同生活介護の供給の整備を今進めているところである。

○委員 わかりました。ありがとうございます。

○会長 様々なサービスについて、ケアマネジャーにも新しい情報を把握していただき、相談に乗っている高齢者の方に情報提供をしていくことで、少しでも利用したい人が適切なサービスにつながるように行政のほうでも引き続き行っていただけたらと思う。

そのほかいかがか。

では、この件について承認ということでよろしいか。

(「承認」の声あり)

○会長 ありがとうございます。承認とさせていただきます。

では、本日予定していた議事はこれで終了となる。事務局よりほかに事務連絡等をお願いする。

○介護保険課長 次回の開催は3月26日(火曜日)の開催を予定している。詳細が決まり次第、開催通知をお送りする。

また、今年度の会議については、基本的には対面での開催としているが、都合によりWebからでの参加も可能となっているため、その際には連絡いただければと思う。

本日、車や自転車でいらした方がいれば、駐車券にスタンプを押ささせていただきます。

○会長 これをもちまして第9回介護保険事業計画推進会議を閉会とする。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございました。

【配布資料】

会議次第

資料 1 豊島区高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画（素案）のパブリックコメント
実施結果

資料 2 - 1 豊島区高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画（案）

資料 2 - 2 豊島区高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画の主な修正事項

資料 3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の一部改正について

資料 4 地域密着型サービス事業所の指定について

参考資料 1 事業所の概要（新規指定）

第 9 回豊島区介護保険事業計画推進会議資料に関するご意見・ご要望等について